

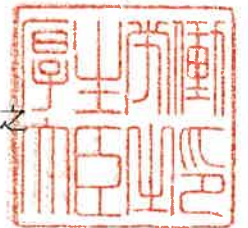
厚生労働省発雇均0808第36号

令和 4 年 8 月 8 日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 後藤 茂之



厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）第9条第1項第1号の規定に基づき、別紙「労働者協同組合法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

労働者協同組合法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 報酬規程等の閲覧に際して電磁的記録に記録された事項を表示する方法

労働者協同組合法（以下「法」という。）第九十四条の十二第五項第二号の規定による報酬規程等の閲覧の請求の方法は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とすること。

第二 電磁的記録の備置きに関する特則

法第九十四条の十二第四項ただし書の規定による電磁的記録の備置きに関する省令で定める措置は、労働者協同組合の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて従たる事務所において使用される電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法とすること。

第三 特定労働者協同組合

一 理事と特殊の関係のある者の範囲等

法第九十四条の三第四号（法第九十四条の九第四項において準用する場合を含む。）に規定する理事と特殊の関係のある者を、次に掲げる者とする事とすること。

- 1 当該理事（清算人を含む。以下この一において同じ。）の配偶者
- 2 当該理事の三親等以内の親族
- 3 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- 4 当該理事の使用人
- 5 1から4までに掲げる者以外の者で当該理事から受ける金銭等によって生計を維持しているもの
- 6 3から5までに掲げる者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族

二 認定の申請

法第九十四条の五第一項の特定労働者協同組合の認定の申請に関し、申請様式を定めるとともに、当該申請の添付書類を、次に掲げる書類とすること。

- 1 役員の氏名、生年月日及び住所を記載した書類
- 2 特定労働者協同組合の認定基準に適合することを説明した書類
- 3 役員及び労働者協同組合が法第九十四条の四各号に定める欠格事由に該当しないことを説明した書類

類

4 その他の行政庁が必要と認める書類

三 公示の方法

法第九十四条の八（法第九十四条の九第四項において準用する場合を含む。）、第九十四条の第十二項、第九十四条の十六、第九十四条の十八第二項及び第九十四条の十九第三項に規定する公示は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

四 軽微な変更

法第九十四条の九第一項に規定する軽微な変更は、特定労働者協同組合の主たる事務所の所在場所の変更であつて、当該変更前後の事務所の所在場所が同一の都道府県の区域内であるものとする。

五 特定労働者協同組合の主たる事務所の所在場所の変更の認定の申請

法第九十四条の九第二項の特定労働者協同組合の主たる事務所の所在場所の変更の認定に関し、申請様式を定めるとともに、当該申請の添付書類を、次に掲げる書類とすること。また、変更の認定を受けた特定労働者協同組合は、遅滞なく、登記事項証明書を行政庁に提出しなければならないこととする。

1 定款

2 特定労働者協同組合に係る認定申請の際の添付書類

3 当該変更を決議した総会又は総代会の議事録の写し

4 当該変更が合併又は事業の譲渡に伴うものである場合には、その契約書の写し

5 その他の行政庁が必要と認める書類

六 特定労働者協同組合関係事務の引継ぎ

1 法第九十四条の九第六項の規定による特定労働者組合関係事務の引継ぎは、行政庁の変更を伴う変更の認定を受けた特定労働者協同組合に係る法の規定に基づく事務について行うものとする。

2 変更後の行政庁は、行政庁の変更を伴う変更の認定の申請に対する処分をしたときは、直ちに、その旨を変更前の行政庁に通知するものとする。

3 変更の認定をした旨の通知を受けた変更前の行政庁は、特定労働者協同組合関係事務に関する帳簿及び書類（電磁的記録を含む。）の変更後の行政庁への引継ぎ等を行わなければならないこととする。

こと。

七 特定労働者協同組合の名称又は代表理事の氏名の変更の届出

法第九十四条の十第一項の規定による特定労働者協同組合の名称又は代表理事の氏名の変更（合併に伴うものを除く。）の届出に関し、届出様式を定めるとともに、当該届出の添付書類を、次に掲げる場合の区分に応じ定める書類とすること。

1 名称の変更があつた場合 定款その他の行政庁が必要とする書類

2 代表理事の氏名変更があつた場合 代表理事の氏名、生年月日及び住所を記載した書類、代表理事が法第九十四条の四第一号に定める欠格事由に該当しないことを説明した書類その他の行政庁が必要とする書類

八 特定労働者協同組合の事業に従事する者に対する報酬及び給与の支給に関する規程

法第九十四条の十二第一項第一号に規定する特定労働者協同組合の事業に従事する者に対する報酬及び給与の支給に関する規程においては、特定労働者協同組合の事業に従事する者に対する報酬及び給与について、民間事業者の役員の報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。）及び従業員の給与、当該特定労働者協同組合の経理の状況その他の事情を考慮

して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めるものとする。

九 特定労働者協同組合が作成しなければならない書類

法第九十四条の十二第一項第三号に規定する特定労働者協同組合が作成しなければならない書類は、次に掲げる事項を記載した書類とすること。

1 役員に対する報酬の支給の状況

2 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項

十 報酬規程等の提出

法第九十四条の十三の規定による特定労働者協同組合の毎事業年度の報酬規程等の提出に関し、提出様式を定めるとともに、当該報酬規程等に当該提出様式による提出書を添付して提出しなければならないこととする。

十一 報酬規程等の閲覧の方法

法第九十四条の十四の規定により行政庁が特定労働者協同組合から提出を受けた報酬規程等の閲覧又は謄写に関し、行政庁が定める場所において行うものとともに、その場所をインターネットの利

用その他の適切な方法により公表しなければならないこととする。

第四 その他

- 一 この省令は、法の施行の日（令和四年十月一日）から施行すること。
- 二 その他所要の改正を行うこと。